

事務連絡
平成28年12月26日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中
経済・産業振興又は労働部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)

平成29年度予算案における企業主導型保育事業関連予算及び
平成29年度税制改正の大綱における企業主導型保育事業の取扱いについて
(情報提供)

平素より、企業主導型保育事業の推進にあたってご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、別添のとおりとなりましたので、情報提供させていただきます。

各都道府県におかれましては、別添の内容につきまして、管内市区町村あて周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、企業主導型保育事業実施企業の募集につきましては、平成28年度募集については12月28日をもって終了となりますが、来年度当初より平成29年度募集を実施する予定としております。各地方自治体におかれましては、管内企業等へ周知・働きを行っていただくとともに、各地方自治体の福祉部門及び商工労働部門、各商工会議所及び社会福祉協議会等の関係機関が有機的に連携し、本事業がより一層推進されるようお願いいたします。

なお、今回お示した事項の詳細については、具体的内容・取扱いが固まり次第、速やかに情報提供させていただきますと思いますので、ご留意願います。

【照会先】

(企業主導型保育事業制度(関連予算含む。)に関する事)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

事業第3係 佐藤純一 TEL 03-6257-1697

(平成29年度税制改正の内容に関する事)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

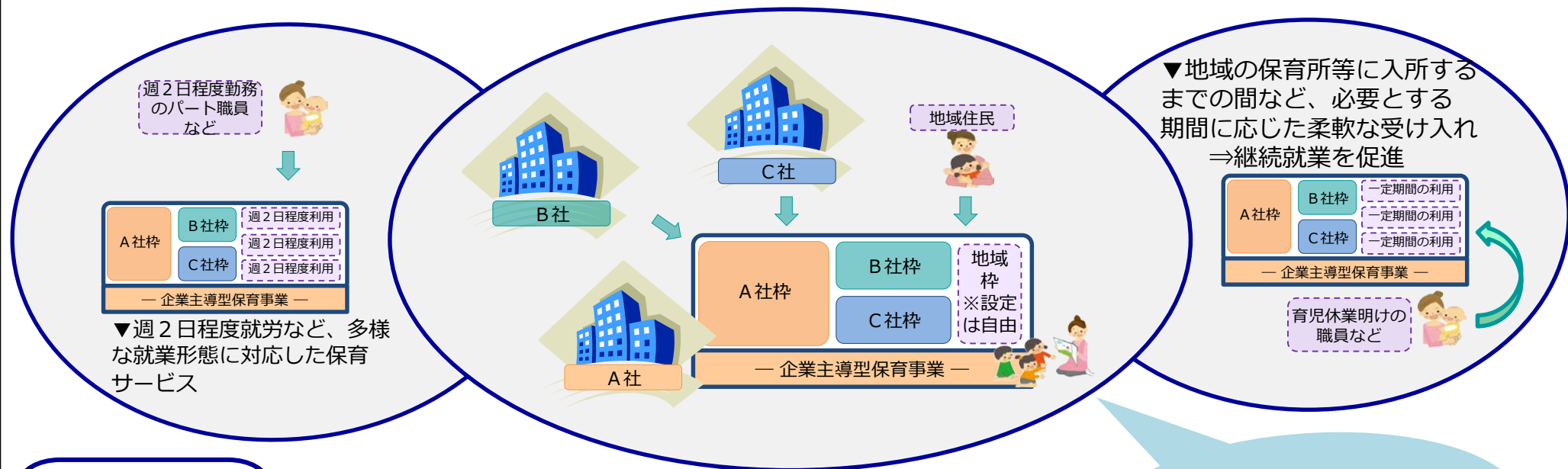
企画担当 橋本正樹 TEL 03-6257-1465

【事業概要】

- ◎平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。
- ◎事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みにより、約5万人分の保育の受け皿の整備を進めていく。

【平成29年度予算案における主な充実内容】

- ◎認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
- ◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施
- ◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施



本事業の特徴

- 設置に市区町村の関与なし
- 利用も直接契約
- 地域枠設定も自由
- 複数企業の共同利用も自由
- 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
- 整備費・運営費を補助

多様な就労形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

【平成29年度予算案における主な充実内容】

◎「認可保育所等の取扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び「未来への投資を実現する経済対策」について(平成28年8月2日閣議決定)における記載内容「2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員関する4万円程度の追加的な処遇改善」を踏まえた認可保育所の取り扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善を実施する。

【具体的な加算の要件等については、追ってお示いたします。】

◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げにより、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善を実施(例えば、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施等を実施)した場合に、保育補助者の雇上に係る経費を助成する。

【1か所当たり、2,215千円/年を予定】

◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費用を補助する。

【1か所あたり、上限10万円を予定】

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置